

諏訪広域連合 介護老人福祉施設の入所ガイドライン

1 趣旨

介護保険施設の中で特に入所申込者が多い指定介護老人福祉施設（以下「特養」という。）において、優先入所に関する基準を定め、在宅サービスを最大限活用しても在宅での生活を送ることが困難である入所申込者を優先入所させることを目的とする。

2 入所に関する基準

特養においては、このガイドラインを参考として入退所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、入所に関する基準及び手続きを作成するものとする。

作成に当たっては、地域社会の理解を得る必要があることから、入所が予定される関係市町村、地域包括支援センターなどからの意見を踏まえるとともに、近隣の特養との協調を図ることが望ましい。

また、特養の広報紙（誌）などにより入所決定までの手続きを公表するとともに、関係市町村の広報紙（誌）への掲載を依頼して、周知するものとする。

（1）委員会

ア 委員会の所掌事務

- （ア）評価基準の作成
- （イ）優先順位の決定
- （ウ）その他必要事務

イ 委員会の構成

委員会の委員は、管理者、生活相談員、看護職員、ケアマネジャー等施設職員とし、施設職員以外の者（地域における医療又は福祉に精通した者、民生委員、ケアマネジメントリーダー等）を委員とすることが望ましい。

ウ 記録の保存

協議の内容を記録し、2年間保存するものとし、市町村又は県から求められた場合には、これを提出するものとする。

エ 守秘義務

委員は、入所申込者やその家族等に関する個人情報を漏らしてはならない。

（2）評価基準及び優先順位の決定

評価基準については、次表のとおりとする。

優先順位の決定は、個別評価項目、総合評価項目により入所の要件を勘案し

た上で行うこととする。

なお、管理者は、入所申込者の状況が急に悪化するなど、真にやむを得ないと判断した場合は、職権により入所させることができるものとし、後日入所に至った経過などを委員会に報告するものとする。

評価項目（標準的な個別評価項目は、特養入所優先順位の評価基準による）
個別評価
・ 要介護度
・ 認知症高齢者の日常生活自立度
・ 介護者等の状況
・ 在宅サービス利用率など
総合評価
・ 身体上又は精神上的の著しい障害による常時介護の必要性
・ 生活上の全面的な介護などの必要性
・ 自立度が低いことによる生活全般にわたる関与などの必要性
・ 認知症による行動障害、在宅のQOL
・ 在宅サービスの利用内容
・ 住宅環境の要因、入所申込時期、地域性、入所した場合の家族との交流など

3 入所申込時の対応等

(1) 入所申込者への対応

特養は、入所申込者には、特例入所の要件、評価基準及び入所決定までの手続について説明を行い、同意を求めるものとする。

入所申込者が要介護2又は1であるときは、特例入所の可否について後日通知すること、特例の判定において非該当だった場合は、通知に併せて申込書類一式を返戻することについても同意を求めるものとする。

なお、標準的な申込書は「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所申込書（新規・変更）」とする。

(2) 個人情報の把握の同意

入所申込者及び家族の状況把握を行うため、個人情報の取扱いについては、市町村、地域包括支援センター、担当ケアマネジャー、他の介護保険施設等からの情報収集に係る同意書を得るものとする。

(3) 特養への報告

入所申込者は、入所申込書に記載した項目に変更があった場合、申込みをした特養に報告するものとする。

(4) 特列入所による申込への対応

ア 特養から市町村への照会

特養は、入所申込者が要介護2又は1である場合には、別紙3の照会文書により、当該入所申込者の入所申込書の写等を添えて、入所申込者が居住する市町村の長あてに、特列入所の要件を満たすかどうか意見を求めるものとする。

イ 市町村からの意見の表明

アの意見を求められた市町村長は、別紙4の回答文書により、概ね2週間以内に回答するものとする。

ただし、特例による入所申込の理由が家族等による深刻な虐待であった場合は、特養と市町村長の個別の協議により、意見の内容及び意見の回答時期を決めるものとする。

ウ 入所申込者への通知

特養は、市町村長からの意見を参考に特列入所の要件を満たすかどうか決定し、原則として入所申込者に通知する。その際、特列入所の要件に該当しないときは、申込書類一式を併せて返戻するものとする。

エ 委員会の開催における留意事項

特養は、2の委員会を開催するに当たり、イにより特列入所の要件を満たすとされた入所申込者の「介護の必要の程度や家族の状況」等について変更があるかどうか、改めて市町村と情報共有することが望ましい。

4 老人福祉法による措置入所

特養は、市町村から老人福祉法第11条第1項第2号の規定による措置入所委託があった場合には、入所させるものとする。

5 ガイドラインの運用時期

このガイドラインに基づく優先入所は、原則として平成30年10月1日以降の申し込み者から適用する。

6 平成30年度から適用する見直し後の諏訪広域連合ガイドラインの運用等

(1) 特養が独自に指針を定める場合の運用事項

特例入所に関し特養が独自に運用方針を制定する場合には、特養は市町村やケアマネジャー等の関係者と協議を行い、独自に定める運用方針が円滑に処理できるように整えた上で、入所申込者に対して、独自に定めた内容及び理由を十分に説明するものとする。

(2) 入所申込書の管理方法

特養は、入所申込書を次のように区分し保管するものとする。

- ①要介護3以上の者
- ②要介護2又は1で特例入所の要件に該当する者
- ③要介護2又は1で市町村に照会中の者

実施時期 平成30年10月1日